

(別紙)

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 27 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> 法人のパンフレット「ともに生きる」やホームページのほか、職務行動基準「求められる職員像」に具体的に示すと共に、職員に対しては毎年度策定する「指導援助計画書」に明示し、年度当初の職員会議で周知している。なお、理念、基本方針を施設内に掲示するなど、利用者や来訪者にも周知する取り組みを期待する。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 家族形態が多様化する中であって、「新しい社会的養育ビジョン」（平成 29 年 8 月厚生労働省とりまとめ）を基本に施設の利用ニーズ予測をはじめ施設経営をとりまく環境や経営状況について把握・分析している。また、施設長は法人本部が施設長等幹部を集めて毎月開催する「経営企画会議」に参加して施設経営の諸課題について常に掌握に努めている。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<コメント> 現施設は、昭和 45 年の建築で各所の老朽が進み、建物の全面改築が喫緊の課題となっており、ここ数年来改築構想の検討を重ねて、今年度（令和元年）に入り役員会（定時評議員会等）で改築着手の承認得るなど具体的な取り組みを進めている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント> (社会福祉) 法人全体で中長期計画を策定しており、現在第5期(2012年度-2020年度)の途中にある。期間中の取り組み計画の骨子を6項目にまとめ、うち1つに「老朽化した建物の改築と新たな生活の場の創設」を掲げ、その中に母子生活支援施設の改築を明示している。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント> 法人全体の事業計画に今年度(令和元年度)の重点事業として、「第5期中長期計画中の整備事業」として老朽化した現施設の建替えに向けて行政との協議や設計などの取り組みに着手する旨明示している。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント> 平成30年度(事業)報告書(全体で44頁)で総括すると共に2019年度援助指導計画書(全体で38頁)で詳細に策定している。事業総括及び事業計画の策定は、いずれも全職員が所掌事務に則り分担して作成するなど取組体制が整っている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a
<p><コメント> 「母親運営会」及び「子ども運営会」を定期的で開催(4月・7月・12月)して年間の行事計画や季節の行事等を中心に合議により決定するなど、きめ細かく説明し、理解を促している。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント> 毎月「職員会議」、「母子支援会議」、「少年指導員会議」を開催し、利用者に対する日々の支援上の評価等を行っている。また、毎年1回全職員が自己評価を行うと共に、第三者評価を定期的を受審するなど、支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われて、機能している。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント> 職員会議を中心に評価結果の課題等について明確にして順次改善に取り組んでいるが、計画的な改善の管理にやや課題があるように見受けられるので、今後の取り組みを期待する。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント> 毎年度「援助支援計画書」を策定し、同計画書の中に施設長以下職員ごとの職務分掌（責任）を明示し、職員会議で周知（表明）すると共に職員相互の理解を図っている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント> 加盟する団体（県母子生活支援施設協議会、同児童福祉協議会等）が主催する各種会議や研修会並びに行政等が行う説明会のほか、法人内の各施設長等で構成する「経営企画会議」出席し、新規・改正法令や関連通達など遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。また、習得した法令等は直近の職員会議で職員に伝達するなど正しく理解するための取組が迅速に行われている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント> 施設長は児童養護施設の児童指導員、里親支援専門相談員のほか子ども家庭支援センターの管理者として業務に従事するなど、長年にわたって培った児童福祉業務の知識と経験に基づく支援スキル等を豊富に有し、事業企画のほか関係機関連携や個別支援対応等でも豊かな経験に基づき、職員にタイムリーなアドバイスをするなど、職場全体の支援の質の向上に指導力を発揮している。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント> 長年の課題である施設の全面改築に取り組んでいる。改築後の施設は居室環境の改善に加え共有スペースの拡充など機能を大幅に付加すると共に職員配置の充実等により利用世帯増も見込まれるなど、財務の安定化にも大きく寄与することが期待される。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント> 法人全体で人材の確保や育成に取り組んでいる。人材の確保（採用）の方法は就業規則等で明示している。現在、人材確保は概ね達成できているが、今後は厳しい環境が予想されるので、大学やハローワーク等との連携の確保に努めている。また、法人では「研修課」を設け職種等に応じて各種研修会を実施しているが、研修カリキュラムに職員のバーンアウト防止の項目を盛り込むなど、職場定着等の取組みにも力を注いでいる。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント> 職務行動基準を設け①基本理念の理解、②利用者の尊重、③援助の姿勢（専門性・技術・知識）、④チームワーク・リーダーシップ、⑤社会人としての基本の五領域にまとめ全職員に周知している。また、人事考課規定を設け、毎年度常勤職員と上司（主任・施設長）が「人事考課シート」に基づき面接を実施している。考課の結果は給与（昇給等）昇格等、役職任用、能力開発（教育訓練）、異動・配置に活用することを明示しており、職員も理解している。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント> 平成30年度から法人の全施設で職員のメンタルヘルスチェックを毎月実施し、産業医と連携し就業上の課題等の把握に努めている。また、働き方改革の流れを理解し、年次有給休暇の法定取得目標（年5日以上）をクリアするとともに、夜間の宿直勤務の一部を外委託して職員の勤務負担を軽減するなど就業環境の充実に努めている。その他社会福祉法人福利厚生センターや（県）民間社会福祉従事者共済会に加入し、職員の福利厚生事業への参加を奨励するなど働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント> 人事考課制度により、年度初めに全職員が取り組むべき職務の目標を設定（人事考課シート）して年度の間と年度末の2回にわたり上司面接を通じて目標達成の確認を行っている。なお、施設長以下職員数が非常勤職員を含め9人の小規模施設のため、職員間の意思疎通（報告・連絡・相談並びにチームワークの形成等）が図りやすい職場規模であり、好ましい育成環境にある。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント> 法人に「研修課」を設け、職種別、職階別、テーマ別等に応じて年間研修計画に基づき実施している。また、外部（施設・法人外）研修には本人の希望（選択）を尊重した研修機会が確保されている。その他、民間の人材開発専門事業者と業務委託契約を締結し「キャリアアップ研修（対象；中堅・指導職・管理職）」を実施するなど、多様な教育・研修が実施されている。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント> 法人の研修案内には全職員が閲覧して希望する研修に参加している。外部研修を含め、教育・研修の機会は確保されている。なお、今年度から利用者の心理面へのアセスメントの充実に資するため、非常勤の臨床心理士を配置（巡回方式）し、職員へのスーパーバイズに取り組むなど、支援スキルの新たな開拓に取り組んでいる。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント> 法人全体で実習生等の受け入れ、教育・訓練等に関するマニュアルを整備して対応している。また法人内で「実習指導者講習会」を開催して受講済者が研修を担当するなど適切に取り組んでいる。なお、母子生活支援施設はドメスティック・バイオレンス（DV）事例が利用者の8割を占めるなど、現状は極めて秘匿性の確保が重要な施設であり、実習生等の受け入れの多寡（有無）等で評価できない実情も理解できる。引き続き慎重かつ適切な判断に基づき取り組まれない。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント> ホームページで理念や基本方針のほか、養育・支援の内容に加え事業計画や事業報告、予算・決算等の情報を掲載している。また、過去の第三者評価結果や苦情相談の体制等についても公開している。その他広報誌（広報ひだ慈光会）でも同様の措置をとるなど、運営の透明性を確保するための情報公開に取り組んでいる。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント> 就業規則で服務義務のほか職務権限や職務内容等を規定している。また会計処理業務に関しても関連規定を設け実施している。その他内部監査を実施すると共に会計事務所と業務委託契約を締結し、毎月、全事業所の会計経理の収支チェック等に取り組むなど適正な経営・運営のための取り組みを行っている。なお、法人全体の事業規模に鑑み「会計監査人の設置」について今後法人で研究する予定にしている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント> 施設所在の自治会（町内会）に加入しており、行事案内等は子ども会活動を含め、利用者（母子）全世帯に周知するとともに、参加は各世帯の判断に委ねているが逐次参加が増加している。また、地区の清掃日には職員も含め利用者が交代で参加している。最近は子どもたちの友人が施設に遊びに来ることが多くなるなど、地域との交流が着実に広がっている。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント> 毎年恒例で、「ひまわり会」という食育ボランティアが親子を対象に食育講座に訪れている。施設の特性も理解できるので、引き続きボランティアの受け入れ事例の慎重な積み上げを期待する。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント> 施設地元市及び隣接市が主催する「地域要保護児童対策ネットワーク代表者会議」に施設長が参加している。また、地元市の福祉・保健医療・教育や警察、消防等のほかに他市の措置福祉事務所や児童相談所、ハローワーク等との連携に配慮すると共に児童が通う保育所、小・中学校とも情報交換等を行うなど、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント> 行政等が主催する会議に参加し、福祉施策の動向やニーズ等の把握に努めている。その他機関連携（会議や事例等の情報交換）や地域レベルの会合等への参加を通して地域の福祉ニーズ等の把握に努めている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント> 法人として毎年「市民講座」を開催している。母子生活支援施設として実施できる公益的な事業・活動については、市社会福祉協議会等と連携を図るなど、よく研究のうえ取り組みいただきたい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント> 法人は職務行動基準で、目指すべき基本指針となる「求められる職員像」として、基本理念の理解・利用者の尊重・援助の基本姿勢等を明示し、職員の共通理解に努めている。施設は全国母子生活支援協議会の倫理綱領等を準用し、母親と子どもを尊重する姿勢を自立支援計画等に反映させる取組や人権等に関する勉強会・研修会を通して、職員の意識向上に努めている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	b
<p><コメント> 「求められる職員像」では、利用者のプライバシーを守り、守秘義務を貫く指針を明示し、プライバシー保護や権利擁護に関する規程等を策定している。職員は定期的に行う権利擁護・虐待防止に関する「チェックシート」により、日々の養育や支援を振り返り、見直す取組を行っている。</p> <p>なお、母親たちの生活の場は建物が古く、互いにプライバシーに配慮しながら生活が行われているが、建て替えが予定され、解消されることが期待される。</p> <p>今回、実施した母親に対するアンケート「子どもやあなたのプライバシーは守られていますか」では、100%が守られているとの回答があった。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント> 支援の利用に対する情報提供は、イラストや居室等配置図を交え編集した「生活のしおり」、「いっしょに子育て」を用意している。入所予定の母親や子どもに対しては、質問等に丁寧に対応し、希望に応じ施設見学にも応じている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a
<p><コメント> 支援の開始・過程にあたり、前記の資料や日常生活に関する留意事項等を説明し、定められた自立支援計画書を作成している。具体的な支援内容や日常生活の事項等は、可能な限り母親と子どもの主体性に配慮し、同意のサイン等を整え書面の写しを渡している。また、必要に応じ、関係機関と連携する体制を整えている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント> 支援内容の変更は、状況に応じ母親と子どもの思い等が反映できるよう、丁寧に説明し同意を得ている。他の施設・事業所への移行は、支援検討会議の開催や措置機関等と協議・連携し、定められた手順で引き継ぎを行っている。</p> <p>なお、地域・家庭への移行は、支援の継続性が損なわれない配慮や相談体制を期待する。</p>		

Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント> 定期的に行う懇談会や母親運営会・子ども運営会及び日々の生活などを通して、意見・要望などを聞く場を確保し、検討・見直しに繋げる取組を行っている。</p> <p>なお、母親と子どもの満足を組織的に調査・把握する取組を期待する。</p>		
Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント> 法人は苦情解決の仕組み・体制を整え、苦情解決の結果は、ホームページ等で公表している。施設は「苦情解決実施要綱」に基づき、苦情受付担当者・責任者及び第三者委員を置き、母親等へは、「生活のしおり」や施設内での掲示を通し周知を行っている。また、入口に苦情ポストを置き、第三者委員は定期的に施設を訪問し、希望する母親等を対象に面談や相談する機会を設けている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a
<p><コメント> 「生活のしおり」の中で、電話、手紙又は直接での意見や相談の方法を明示し、相談相手は職員や第三者委員の誰でも選べることを付記している。相談に当たっては個室を用意し、複数で聞く時は相手の了解を得て実施している。また、地域の社会資源である児童相談所・小中学校・病院等の活用は、母親等を車で送迎・同行する配慮を行っている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント> 日常生活支援の中で相談や意見がし易い環境を整え、また、意見や相談に対する責任者を置き、運営委員会で速やかに検討・見直しする体制を確立している。要望等の事例は、情報処理システムで記録し、必要に応じ自立支援計画等に反映できる手順を決めている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント> 法人内に安全課を置き、各施設の安全対策や事故・災害等の発生に対処する仕組みを構築している。事故やヒヤリハット事例は、要因の分析・再発防止を検討する体制を確立し、記録等は情報処理システムで整理し、職員は何時でも情報を活用できる体制にある。</p> <p>なお、施設の安全確保、事故・事件等の不測の事態や危険に対し、迅速・適切に対応を図る危機管理のマニュアル等の検討を期待する。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント> 施設に医療担当職員を置き、感染症予防対策マニュアルのもと予防や発生時対策を確立し、定期的に検討する場を設けている。母親等に対しは、季節的な予防の啓発、薬品の配布や施設内の予防対策に取り組み、また、子ども等の医療機関への受診に対し、送迎等の適宜を図っている。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント> 火災・自然災害等における安全確保は、発生時等の職員体制を確立し、対応マニュアルのもと取り組んでいる。昨年、河川の増水による避難の実態を踏まえ、マニュアルの見直しを行っている。安全・防災対策は、年間計画に基づき避難訓練や防災・防犯学習会を実施している。また、災害時の事業継続計画（BCP）の作成や生活用品の備蓄は3日分を用意している。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	b
<p><コメント> 文書化は、日常生活の各部門にわたる基本的な相談・援助指導、実施時の留意事項やプライバシーの配慮、設備等の業務手順を整理している。実施にあたり職員の分担・役割を明確にし、母親等が必要とする支援に取り組んでいる。文書や記録は、情報処理システムにより何時でも閲覧でき、日常業務に活用している。</p> <p>なお、文書化に基づく実施方法が、具体的に確認できる仕組みについて検討を期待する。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント> 文書化した自立支援計画、健康管理・生活管理等に係る諸計画は、定期的で開催する少年指導・母子支援会議や職員会議を通し見直しを行っている。見直しは、職員や母親等の意見・提案及び日々の生活状況等を踏まえ、PDCAのサイクルの手順のもと実施している。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント> 自立支援計画の策定は、責任者を置き体制を整え、アセスメントから計画作成、実施、評価・見直しの手順を定めている。アセスメントは入所時や定期的・必要時に、母親や子どものニーズ等を明らかにし、児童相談所・関係機関等の援助情報を反映しながら実施している。自立支援計画での支援目標等は、母親と子どもに説明のうえ、母親の同意及び子どもへの聞き取りと確認を行っている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント> 自立支援計画は、目標の妥当性や課題の解決、出来ていないニーズを明確にし、半期に1回又は必要時に評価・見直しを行っている。評価・見直しは、PDCAのサイクルを活用し、変更に関しては母親と子どもの意向を確認し同意を得ている。</p>		

Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント> 自立支援計画等の記録は、法人の情報処理ネットワークを活用し、統一した様式のもと日々の記録を整理し、職員間で情報の共有化を図っている。特に、職員は日誌の重要性を理解し、記録は他部門への伝達や個別の支援計画へ反映する仕組みとなっている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント> 文書の管理は「文書管理規程」のもと管理者を置き、文書管理・保存・廃棄等を行っている。また、法人が定める「個人情報保護管理規程」により、母親や子どもの記録の保護や管理、情報の不適切な利用や漏えい対策などの管理を徹底している。</p> <p>なお、母親や子どもから情報開示が求められた場合、基本姿勢、開示の範囲等について、母親等に配慮したルールの整備を期待する。</p>		

内容評価基準（27項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント> 職員は、法人が示す「求められる職員像」、「虐待防止マニュアル」や全国母子生活支援協議会の倫理綱領等を通して、日々の職務行動に繋げている。施設の人権擁護、虐待防止委員会は、活動方針を定め母親と子どもに対する権利擁護に対する取組を行っている。また、専門的な研修会や職場勉強会を通し、予防的な支援、早期発見等の援助技術を高める取組を行っている。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a
<p><コメント> 就業規則及び虐待防止マニュアル、全国母子生活支援協議会の倫理綱領を通して、職員等の権利侵害や不適切な行為の防止の徹底に取り組んでいる。人権擁護・虐待防止委員会は、定期的に行う権利擁護・虐待防止に関する「チェックシート」により、職員は自分の行動を振り返り・見直す取組を行っている。</p>		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
<p><コメント> 毎年弁護士を講師に、日常生活の支援に関わる具体的な事例研修会を実施し、日常生活の支援に活かしている。また、母親運営会・子ども運営会において、母親や子どもによる他者への不適切な行為は、あらゆる機会を通し許されないことを伝え、主旨の徹底を図っている。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント> 子どもに対し、自分自身を守るための知識・具体的な方法を学ぶ場を設け、また、子どもからの訴え・サインを見逃さない姿勢や見回りを通し、不適切な関わりの事前防止、早期発見に取り組んでいる。</p>		
A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a
<p><コメント> 施設での母親と子どもの個人の思想や信教の自由は、最大限に配慮し保障している。</p>		

A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント> 町内会の一員として地域の川の清掃活動への参加、子どもによる施設の共有スペースの掃除など、自主的な取り組みへの働きかけを行っている。母親運営会、子ども運営会は、職員主導になりがちであるが、母親による共同便所・風呂の清掃は日々順番制で、また、お盆・正月は自主的な話し合いで行っている。</p> <p>なお、引き続き、母親と子どもの自主性を促す取組を期待する。</p>		
A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a
<p><コメント> 母親運営会等を通して、生活の主体は家庭にあることを働きかけ、自ら考え選択出来る環境作りに取り組んでいる。ハローワーク等社会資源の活用、内職情報の提供や子どもが自ら学習する場の環境づくりに配慮している。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
<p><コメント> 母親や子どもの要望等を反映した行事は、季節を感じ、風習を体験できる多様なプログラムを用意し、行事の実施にあたっては、保育や食事のサポートなどの配慮を行っている。また、親子遠足、外部講師による歯の健康や食育講座、職員と親子で調理する季節料理等、事前に内容や参加メリットを説明し、参加しやすい環境づくりに努めている。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもを安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	b
<p><コメント> 退所にあたっては、関係機関と連携し必要な支援が受けられるよう情報提供を行っている。また、子どもの養育不安が予想されるケースには、退所先の要保護児童対策協議会へ情報提供を行うなど、支援が途切れないよう配慮している。退所後のアフターケアの取り組みについては、退所者の来訪や電話相談への対応を行っている。</p> <p>なお、退所後のアフターケアについて、引き続き工夫等を期待する。</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a
<p><コメント> 母親が精神的な疾患により入所していたり、母親が先の見通しがもてないことにより入所していたりと、子どもがそれぞれ抱える個別の課題に対し、どの職員でも何かあれば相談に応じるようにしている。また、年度当初には、職員内で母子の課題を明記し、上半期下半期で母子の課題を入所者と共に確認してもらい個々の気持ちに寄り添った支援をしている。</p>		

A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
<p><コメント> 入所直後は心理的に不安になりやすいため、母親と子どもが安心して施設を利用し課題の解決に向かえるように、関係機関と連携、情報提供に努め、信頼関係の構築に努め精神的安定を目指している。</p>		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
<p><コメント> 部屋の片づけが出来ない母親には、火災報知機の点検を利用し、部屋の中に入り、整理整頓をするように支援している。子どもに食事をさせていないと判断したときには、職員が食事の用意を手伝い、掃除、洗濯、ゴミ捨て、買い物等家事育児等の日常全般の代行や介助も行っている。</p>		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、母親と子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a
<p><コメント> 母親から育児不安を訴えられた際は、相談や助言、補完保育を行うとともに虐待や不適切なかわりを発見したときには、職員が介入し必要に応じて専門機関との連携を行っている。自立に向け、母親が安心して子どもと関われるように、必要に応じて預かり保育、補完保育（施設内）を行っている。また、夕食の提供や母の誕生日に手作り料理を提供し、母親の家事軽減・満足感等母親の状況に合わせて支援している。</p>		
A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
<p><コメント> 母親が安定した対人関係を築くため、希望者には毎月、臨床心理士の面談をしたり、いろんな役割の人が入れ替わり面談をしたりしている。特に対人関係のうまくできない母親のペースに合わせた関係性を構築できるように配慮し支援している。</p>		
A-2-(4) 母親と子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな母親と子どもの育ちを保障するために、養育保育に関する支援を行っている。	a
<p><コメント> 朝の挨拶や帰寮の挨拶を特に大切にし、母親との関係構築に力を入れている。休日には、施設裏側の河川敷での自然遊び、平日はプレイルームで遊ぶなど、少年指導員を中心に時間の許す限り、子どもたちの要望に応じて過ごすようにしている。</p>		
A⑯	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
<p><コメント> 子どもからの話や相談にはじっくりと耳を傾け、子どもと関わる時間を大切にしている。食堂のスペースを利用し夕方勉強する時間を作成している。強制的ではなく自主的に参加し、子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援をしている。</p>		

A⑰	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a
<p><コメント> 自分の気持ちを言葉で適切に表現し相手に伝えることができるように、日常生活の中でその都度意識的に方法を伝えたり代弁したりしていくことで、その能力が向上するように支援している。伝える言葉や気持ちを子どもに教え、子どもが家の中で困ったことを職員に話せるように仕向けている。子どもと施設から個別に外に出る機会を作り大人との信頼関係が持てるように支援している。</p>		
A⑱	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a
<p><コメント> 子ども相談センター（児童相談所）主催で年2回、児童福祉施設3園合同の性問題部会があり、性教育について研修会などに参加し、職員も知識を深め、支援方法を学んでいる。</p>		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑲	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
<p><コメント> 緊急時に備え夜間でも対応できる体制を構築し、24時間いつでも受け入れられるように整えている。緊急時対応マニュアルを整備し、緊急利用のための生活用品等もあらかじめ用意している。</p>		
A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
<p><コメント> 措置元の福祉事務所と連携し、入所前の情報収集を行い、DV対策について事前の協議を行った上で対応、入所後は調停への動向や弁護士・警察など関係機関と、福祉事務所との関係継続に配慮している。</p> <p>一時保護中は、部屋から出られないため、食事だけでも職員が見て美味しいと思える飾りつけを工夫し美味しく食べてもらえるように支援している。</p>		
A㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
<p><コメント> 常に安心して生活できるような支援を心がけ、非常勤の臨床心理士を配置しており、必要があれば心理士や医療機関を紹介したりしている。DV被害者の理解を促し、自己肯定感を回復するために日常支援を大事にし、担当職員だけでなく誰にでも気軽に声を掛けられるように努めている。</p>		
A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応		
A㉒	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a
<p><コメント> 日常生活だけでなく、学齢時の行事においてもできるだけ少人数で個別対応が出来るよう配慮し一人ひとり丁寧に手厚く関われる支援を行っている。月1回以上、非常勤の臨床心理士と職員が「個別を大事に」「職員も自分を大事に」をテーマに研修を重ね、参加者のアドバイスから心が軽くなることもあり研修を深め日々の支援にあたっている。</p>		

A⑳	A-2-(6)-㉔ 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a
<p><コメント> 児童虐待について、職員全員が敏感に把握できるように心がけ、日常的に気楽に職員同士が心を開き心配事ではないことも「コミュニケーション」を深めながら、子どもの苦しい思いを知る機会を高めている。子ども相談センター（児童相談所）との連携は良好で、虐待の疑いが見られる時点で情報提供している。</p>		
A-2-(7)家族関係への支援		
A㉑	A-2-(7)-㉑ 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
<p><コメント> 母親の育児不安に関する相談は多く、どんなことを悩んでいるか双方で考えながら傾聴し必要な対応をしている。子どもにも、今年1年間の計画を提出させ、母親には知らせずどうしたいのか要望や悩みを聞き支援している。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援		
A㉒	A-2-(8)-㉑ 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
<p><コメント> 障害や疾病などに対する支援において、様々な社会資源を活用できるよう、関係機関と連携を採りながら、必要に応じて手続きに同行したり、外国籍の母親や子どもには、学校からのおたよりなどを翻訳したりするなど支援している。精神疾患の人にも、顔を合わせ様々な機関の人たちとコミュニケーションをとり相談し支援に努めている。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A㉓	A-2-(9)-㉑ 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
<p><コメント> 就労支援については、法人内の専門機関である「ぷりずむ」に繋ぐケースが多いが、就労後も支援が途切れないう連携を図っている。外国籍や、障害がある場合は心身等の状態や意向にも配慮しながら就労の継続に向けて個々に対応しながら支援している。</p>		
A㉔	A-2-(9)-㉒ 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
<p><コメント> 将来の自立に見据えた就労支援を心がけているが、職場の方からも「このお母さん元気がないけどどうかされましたか」等、気に掛けてくださる方もいる。</p>		